

40. 海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領における改正点の解説 (EEXI 関連の軸／エンジン出力制限解除の報告)

1. はじめに

2024年6月27日付一部改正により改正されている海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領中、EEXI 関連の軸／エンジン出力制限解除の報告に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は2024年6月27日から適用されている。

2. 改正の背景

MARPOL 条約附属書 VI 第 25 規則に規定する required EEXI（航行時二酸化炭素放出抑制指標規制値）に関して、要件を満たすために、軸／エンジン出力制限システムを設置することが認められている。また、荒天時や救助活動等における安全確保を目的として、当該システムによる出力制限を解除した場合には、主管庁への報告が義務付けられている。これらの事項は、決議 MEPC.335(76)に明示されており、関連要件は既に本会規則に取入れられている。

しかし、当該決議においては、主管庁から IMO へ

の報告の取扱いが一部不明確であったため、2023年7月に開催された IMO 第 80 回海洋環境保護委員会 (MEPC80) において、これらを明確化し、決議 MEPC.375(80)として採択した。

このため、MEPC.375(80)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

軸／エンジン出力制限船上管理マニュアルの作成に際して従うべき指針には、既存の決議 MEPC.335(76)に加えて当該決議に対する改正も含まれる旨を、海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.3-3.に追記した。なお、決議 MEPC.375(80)の内容は、主管庁から IMO への報告の取扱いを明確化するものであり、上述のマニュアルの作成に直接影響するものではない。

また、重複する記載を整理すべく、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 2.1.2-4.及び 2.1.3-7.並びにこれらに対する検査要領を改正した。